

# ○通勤手当

## ・概要

(1) 通勤手当は、通勤に要する交通費に充てるため支給される。

### (2) 支給要件

#### ① 交通機関等利用職員

通勤距離が片道2km以上ある職員であって、通勤のため交通機関等（有料道路を含む）を利用し、かつ運賃等を負担することを常例とする職員。

#### ② 自動車等交通用具使用職員

通勤距離が片道2km以上ある職員であって、通勤のため自動車等（自転車を含む）を使用することを常例とする職員。ただし、身障通勤者については、片道2km未満であっても決定できる。

#### ③ 交通機関等と交通用具を併用する職員

通勤距離が片道2km以上ある職員であって、通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員。

#### ④ 新幹線鉄道等を利用する職員

ア 新幹線鉄道等の交通機関等を利用しなければ通勤が困難と認められる職員で、その利用により通勤時間が30分以上短縮される等通勤事情の改善に相当程度資する場合で特別料金等を継続して負担する職員。

※ 通勤困難とは、新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤距離が60km以上、又は勤務開始時刻90分前までに住居を出なければならぬ状況をいう。

イ 新幹線鉄道等の特別急行列車の利用により得られる通勤事情の改善が、新幹線利用職員に相当すると認められる時。（相当すると認められる場合は、事前に教育事務所に協議する）

ウ 高速自動車国道等で、その利用による通勤時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤の改善がアに相当（通勤時間が30分以上短縮）すると認められる職員。

#### ※ 認定基準の目安

(ア) 高速自動車国道等の利用距離が35km以上。

(イ) 自宅から入口I・C間の距離+出口I・Cから公署間の距離が20km以下。

(ウ) 高速自動車国道を利用した場合の総距離-利用しなかった場合の総距離（迂回距離）が次の基準を満たしている。

高速自動車国道の利用距離	迂回距離
35km以上40km未満	2km以下
40km以上45km未満	5km以下
45km以上50km未満	7km以下
50km以上70km未満	10km以下
70km以上	21km以下

### (3) 支給額（別紙支給額表参照）

### (4) 支給単位期間

各職員の通勤手当の支給の単位となる期間として、その利用する交通機関及び有料の道路あるいは使用する自動車等交通用具の区分ごとに、6か月の範囲内で1か月単位で定める期間

<県内交通機関別の発行定期券の通用期間>

（平成19年12月調べ）

交通機関種別・会社名	定期券の通用期間
新幹線（JR東日本）、路線バス（会津バス・磐梯東都バス）、 高速バス（福島交通・会津バス・新常磐交通）	1か月・3か月
鉄道（JR東日本・阿武隈急行・会津鉄道・福島交通飯坂線）、 路線バス（JRバス東北・福島交通・新常磐交通）	1か月・3か月・6か月

定期券 が最も経済的かつ 合理的な場合	発行されている定期券（JR、バス等の県内の公共交通機関は基本的にこれに該当。）の最長通用期間に相当する期間（6か月限度）。ただし、新幹線鉄道等と在来線運賃に係る定期券が一体として発行されている場合は、当該新幹線等に係る定期券の最長通用期間。（例：新幹線通勤用定期乗車券（F R E X）→3か月の期間）
回数乗車券等 が最も経済的かつ 合理的な場合	回数乗車券等が定期券より割引率が高い区間や、再任用短時間勤務職員のように平均1か月当たりの通勤回数が少ない職員がこれに該当する場合がある。→1か月
自動車等交通用具 を利用する場合	1か月

## ・関係法令等

(1) 職員の給与に関する条例 第10条

(2) 職員の給与の支給に関する規則 第19条～第26条

(3) 通勤手当の支給に関する運用基準

・事務処理

時 期	処 理 内 容
申 出	次の場合、直ちに本人が申し出る (1) 新たに支給要件を具備することになった場合 (2) 通勤手当を受けている職員が、支給要件に変更があった場合 (3) 通勤手当を受けている職員が、支給要件を欠くことになった場合
確 認	要件を確認する
用紙配布 記入指導	通勤届を配布し、記入内容等について指導する
届出提出	本人が記入し、提出する（事由発生から15日以内）
届出受理	記入内容について審査し、受理する
認 定	通勤届の内容が認定基準をすべて満たす場合は、事務担当者が通勤手当決定簿を作成し、校長が認定をする ※ 兼務職員については手当額の算出方法が異なるので注意する
入 力	給与マスター基本（修正）通知書6-1を作成し、教育事務所へ提出する
支 給	支給方法は、給料の支給方法に準ずる 給与等領収書、給与マスター、通勤手当マスターを確認する (1) 通常の場合→通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月 (2) 月の中途から休職、停職、専休、育休、大学院修学休業、自己啓発等休業、外国政府等派遣又は公益法人等派遣、配偶者同行休業に該当し、2以上の月にわたり通勤しないこととなった職員が、その後復職等した場合。ただし、(3)に該当する場合を除く。→復職等した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月） (3) (2)の事由のほか、長期の出張、長期の休暇、職専免、欠勤等により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなった職員（その後、引き続いて2以上の月を通勤しないこととなる職員を含む。）が、再び通勤することとなった場合→再び通勤することとなった日の属する月
運賃改定 給与改定	運賃改定・給与改定の際は、改正内容等を通勤手当決定簿に記入する。改正欄が不足する職員分は新たな通勤手当決定簿を作成し、改正欄に記入する
返 納	支給単位期間中に、離職その他の返納事由が生じた場合には、その支給単位期間の通勤手当について、その支給単位期間のうち返納事由発生後の期間に応じて、定期券を払い戻して得られることとなる額等の額を返納する

・留意事項

(1) 交通機関等利用職員（新幹線以外の鉄道、バス等）

① 支給イメージ

<事例1> JR 6か月定期券の価額（60,000円）支給、バス 3か月定期券の価額（21,000円）、  
自転車 1か月分（2,000円）支給

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
JR利用分（6か月定期券）		▲—————>						▲
バス利用分（3か月定期券）		▲—————>			▲—————>			▲
自転車利用分（毎月支給）		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
通勤手当 支給額	J R	60,000						60,000
	バ ス	21,000			21,000			21,000
	自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	<b>月支給額</b>	<b>83,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>23,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>83,000</b>

▲は給与支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日に支給する）

参考

JRの支給単位期間 4月1日～9月30日（次回の支給単位期間 10月1日～3月31日） 6か月  
 バスの支給単位期間 4月1日～6月30日（次回の支給単位期間 7月1日～9月30日） 3か月  
 自転車の支給単位期間 4月1日～4月30日（次回の支給単位期間 5月1日～5月31日） 1か月

<事例2> 平成〇年4月29日転居（4月分の通勤手当無し、5月から手当支給の場合）  
 JR 6か月定期券の価額（60,000円）支給、バス 3か月定期券の価額（21,000円）、  
 自転車 1か月分（2,000円）支給の場合における通勤手当支給方法

		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
JR利用分（6か月定期券）		▲—————>						▲
バス利用分（3か月定期券）		▲—————>			▲—————>			▲
自転車利用分（毎月支給）		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
通勤手当 支給額	J R	60,000						60,000
	バ ス	21,000			21,000			21,000
	自転車	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	<b>月支給額</b>	<b>83,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>23,000</b>	<b>2,000</b>	<b>2,000</b>	<b>83,000</b>

▲は給与支給日（支給単位期間の最初の月の給与支給日に支給する）

参考

JRの支給単位期間 5月1日～10月31日（次回の支給単位期間 11月1日～4月30日） 6か月  
 バスの支給単位期間 5月1日～7月31日（次回の支給単位期間 8月1日～10月31日） 3か月  
 自転車の支給単位期間 5月1日～5月31日（次回の支給単位期間 6月1日～6月30日） 1か月  
 ※ 支給単位期間は、原則として定期券の通用期間に対応して設定

(2) 交通機関等利用職員（新幹線等）

① 支給イメージ

<事例1> 新幹線（福島駅～新白河駅） F R E X 3か月定期券の価額（212,020円）、  
 自転車 使用距離1か月（2,000円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
新幹線利用分（3か月定期券）		▲—————>			▲—————>			▲
自転車利用分（交通用具）使用分		▲—————>			▲—————>			▲
通勤手当 支給額	新幹線+自転車	205,008			205,008			205,008
	<b>月支給額</b>	<b>205,008</b>			<b>205,008</b>			<b>205,008</b>

▲は給与支給日（1か月当たりの運賃相当額が64,000円を超える場合は、最長の支給単位期間の最初の月の給与支給日に支給する）

新幹線 F R E X 3か月定期券の価格212,020円 × 1/3 + 自転車使用距離1か月2,000円 = 72,673円  
 (72,673円 - 支給限度額64,000円) × 1/2 + 64,000円 = 1か月の通勤手当額 68,336円  
 68,336円 × 3か月 = 205,008円

<事例2> 新幹線（福島駅～郡山駅）、在来線（郡山駅～泉崎駅）

定期券購入法①	福島	新幹線	郡山	在来線	泉崎	1か月換算	61,427円
		(FREX3か月定期券149,510円)		(6か月定期券69,550円)			
定期券購入法②	福島	新幹線	&	在来線	泉崎	1か月換算	61,523円
		(FREX3か月定期券184,570円)					

※ 定期券購入法①と②を比較し、低廉な購入法により算定する。この場合は①による

② 確認点

ア 運賃等相当額等

(7) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合  
支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額



支給単位期間が6か月であれば、6か月定期券の価額を通勤手当として一括支給する

(イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合  
当該回数乗車券等をもとに算出した通勤21回分の運賃等相当額等の額



支給単位期間は1か月であるため、通勤21回分の運賃等の額等を通勤手当として、毎月支給する

イ 通勤21回分の運賃等の額等 ※1 ※2  

$$\frac{\text{片道の運賃額} \times \text{最も低廉となる回数乗車券等の割引率} \times 2}{2} \times 21\text{回}$$
 (小数点第4位を四捨五入)

※1 利用する交通機関において発行されている回数乗車券、バスカード等のプリペイドカード、その他通勤に利用できる割引乗車券等のうち、それが11枚綴りで利用10回分の価格で購入できる回数券である場合には「10/11」となり、5,600円分利用できるバスカードを5,000円分で購入できる場合は「50/55」となる

※2 再任用短時間勤務職員にあっては、平均1か月当たりの通勤所要回数

(3) 交通機関等利用職員（高速自動車国道等利用）

① 支給イメージ

<事例> 高速自動車国道利用（郡山I.C～白河I.C）、片道利用料金（1,350円）、自動車53Km、使用距離1か月（33,400円）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
自転車利用分（毎月支給）		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
通勤手当	自動車	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050
支給額	月支給額	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050	77,050

高速道運賃等相当額（ $\frac{\text{片道利用料金} \times 2}{2} \times 21\text{回}$ ） + 自動車使用距離 33,400円 = 90,100円  
 (90,100円 - 支給限度額 64,000円) × 1/2 + 64,000円 = 1か月の通勤手当額 77,050円

※1 ETCシステム利用職員の場合  
 $\frac{\text{ETC割引適用後(還元率適用後)の片道利用料金} \times 50/55 \times 2\text{回}}{2}$  (小数点第4位を四捨五入) と読み替える。1円未満の端数を切り捨て

※2 再任用短時間勤務職員は平均1か月当たりの通勤所要回数

② 確認点

ア 1か月分の高速道利用料金の領収書により、利用月日・利用料金・利用I.Cを確認。領収書は5年間保存。

イ ETCシステム利用の場合は、ETC前払割引サービスの利用明細により、利用月日・利用料金・利用I.C等を確認。明細に記載されない利用部分は、利用料金の請求書等により確認。明細書等は5年間保存。

ウ 高速道路等を利用しない日数が、1か月の勤務を要する日のうち7日超えるときは、次の支給単位期間から高速道路等利用職員以外の職員として通勤手当を支給する。（7日ルール）

※ 再任用短時間勤務職員の場合の「7日」とは、7日×平均1か月当たりの通勤所要回数/21日（1日未満の端数を切り捨て）と読み替える。エも同じ。

※ 7月1日から9月30日までの3箇月における勤務を要する日のうち、高速道路を利用しない平均1箇月当たりの日数が7日を超えないときは、該当3箇月について7日ルールは適用されない。

エ 高速道路等を利用しない日数が、1か月の勤務を要する日のうち7日以内となったときは、次の支給単位期間から高速道等利用職員として通勤手当を支給する。

オ 利用しない日数とは、週休日、祝日法による休日及び年末年始の休日を除き、認定されている高速道路利用区間の往復の領収書がない日数。

